

学生実務研修協定書

帯広市におけるインターンシップ（学生実務研修）に関する実施要綱第4条の規定に基づき、帯広市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（研修の依頼）

第1条 乙は、乙の学生のインターンシップ（学生実務研修）（以下「研修」という。）を甲に依頼し、甲はこれを受諾するものとする。

（研修の内容）

第2条 研修の内容は、研修実施の都度、甲が別途定めるものとする。

（研修の期間）

第3条 研修の期間は、研修実施の都度、甲乙協議の上、甲が別途定めるものとする。

（研修生の派遣）

第4条 乙は、この協定に基づく研修を受けさせるため、乙が別紙様式2により指定する学生を甲に派遣するものとする。

（研修生の服務等）

第5条 前条の規定により派遣された学生（以下「研修生」という。）は、研修期間中、研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従うものとする。

2 研修時間は、原則として受入課における通常の勤務時間内とする。ただし、乙及び研修生の同意の上、甲が別に研修時間を定めた場合においては、この限りでない。

3 研修生は、原則として研修期間中に休暇を取得することはできない。ただし、病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

4 乙は、研修生に対し、研修中に知り得た秘密に関して、研修中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負わせるものとする。

5 乙は、研修生の研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

（報酬及び費用弁償等）

第6条 研修生の研修の期間中、甲は、研修生に対し、給与、報酬、旅費及び被服は支給しない。また、研修に要した費用については、乙又は研修生の負担とする。

（研修中の事故責任等）

第7条 乙及び研修生は、研修中の事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関しては、乙又は研修生の責任において対応するものとする。

2 乙及び研修生は、研修生が故意又は過失により甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印の上、各自その1通を保存するものとする。

年 月 日

甲 帯広市
帯広市長

乙 大学等
代表者氏名